2026 年 9 月 18 日

お客様各位

シン・エナジー株式会社

エネルギートレードグループ

電気料金改定のお知らせ

謹啓　平素より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、①一般送配電事業者の託送料金改定に伴う電気料金単価の変更、および②「電源調達調整費」の算定方法の変更を、下記のとおり実施させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

①につきましては、一般送配電事業者が改定する託送料金の変更を電気料金単価に反映するものです。

②につきましては、電源調達調整単価の算定に用いるエリアプライス平均値の算定期間および算出方法を見直し、電力エリア別・請求対象月別・時間帯区分別の月別調整係数を用いることで、実際の市場価格動向や電気のご使用実態により即した算定方法といたします。あわせて、物価・エネルギー価格の高騰をはじめとする社会情勢を踏まえ、調整基準価格 β について見直しをさせていただきます。なお、調整基準価格 α（電源調達調整単価の還元に関する基準価格）につきましては、従来から変更はございません。

お客様におかれましては、ご不便・ご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。今後とも当社は、電力の適正価格での販売を目指し、より良いサービスの提供に努めてまいります。

何卒、今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

１．変更内容

（１）電気料金単価の変更（託送料金の見直しに伴うもの）

一般送配電事業者が実施する託送料金の改定を受け、電気料金単価（電力小売供給約款　別表単価表　1. 電気料金単価）を見直します。新しい単価は、別紙単価表をご参照ください。本変更による料金変動額に、変動幅の上限は設けておりません。

（２）電源調達調整費の算定方法の変更

電源調達調整単価の算定に用いております算定期間、エリアプライス平均値の算出方法および調整基準価格 β の値を、以下のとおり見直しいたします。（電力小売供給約款　別表単価表　2. 電源調達調整費・燃料費調整額　の（1）（2））なお、本制度に基づく電源調達調整費についても、変動額に上限は設けておりません。

（２－１）算定期間の変更

現行の「毎月 21 日から翌月 20 日まで」から、「請求対象月の前暦月の 1 日から末日まで」に変更いたします。

（２－２）エリアプライス平均値の算出方法の変更

電力エリア別・請求対象月別・時間帯区分別に設定する月別調整係数を用いて算出する方法に変更いたします。月別調整係数の詳細は、当社ウェブサイトに掲載する単価表をご参照ください。

（２－３）調整基準価格 β の見直し

全電力エリア一律で、現行の価格から 0.5 円/kWh 引き下げます。調整基準価格 α および託送損失率に変更はございません。

電力エリア	調整基準価格 α （変更なし）	調整基準価格 β 変更前	調整基準価格 β 変更後
北海道電力ネットワーク	12 円 28 銭	14 円 78 銭	14 円 28 銭
東北電力ネットワーク	7 円 4 銭	9 円 54 銭	9 円 04 銭
東京電力パワーグリッド	9 円 10 銭	11 円 60 銭	11 円 10 銭
中部電力パワーグリッド	7 円 88 銭	10 円 38 銭	9 円 88 銭
北陸電力送配電	6 円 24 銭	8 円 74 銭	8 円 24 銭

電力エリア	調整基準価格 α （変更なし）	調整基準価格 β 変更前	調整基準価格 β 変更後
関西電力送配電	7 円 46 銭	9 円 96 銭	9 円 46 銭
中国電力ネットワーク	7 円 56 銭	10 円 06 銭	9 円 56 銭
四国電力送配電	8 円 9 銭	10 円 59 銭	10 円 09 銭
九州電力送配電	6 円 15 銭	8 円 65 銭	8 円 15 銭

２．計算事例（電源調達調整費）

東京電力エリアを例に、エリアプライス平均値が調整基準価格を下回る場合／上回る場合の電源調達調整単価（税込）を、参考として以下にお示しします。

計算事例①　エリアプライス平均値が調整基準価格 α を下回る場合

東京電力エリア　エリアプライス平均値　8.00 円の場合（α は変更なしのため、変更前後で結果は同じです）

（8.00 円－9.10 円）÷（1－6.90％）×110％＝▲1.30 円

計算事例②　エリアプライス平均値が調整基準価格 β を上回る場合

東京電力エリア　エリアプライス平均値　18.00 円の場合

・変更前　（18.00 円－11.60 円）÷（1－6.90％）×110％＝7.56 円

・変更後　（18.00 円－11.10 円）÷（1－6.90％）×110％＝8.15 円

３．モデルケースでの影響額（電源調達調整費）

東京電力エリア・エリアプライス平均値 18.00 円の場合（計算事例②と同条件）を例に、調整基準価格 β の見直しによる電源調達調整費（税込）への影響額を、ご家庭・店舗のモデルケースでお示しします。（２－１）（２－２）の見直し（算定期間・月別調整係数）による影響、および１．（１）の電気料金単価（託送料金分）の変更による影響は、実際の時間帯別市場価格の実績や新単価により変動するため、本表には含めておりません。

モデルケース	電源調達調整費 変更前	電源調達調整費 変更後	差額（増加分）
ご家庭（月使用量 300kWh の場合）	2,269 円	2,446 円	約 177 円
店舗（月使用量 1,500kWh の場合）	11,343 円	12,229 円	約 886 円

※上記は電源調達調整費における調整基準価格 β の見直しのみを反映した試算例であり、実際のご請求額は、算定期間や月別調整係数の見直しの影響、各月のエリアプライス平均値、電気料金単価の変更により変動します。

４．適用時期（重要）

①電気料金単価の変更と②電源調達調整費の算定方法の変更は、下表のとおり適用開始時期が異なります。ご自身の検針日により、対象となる料金が異なりますので、ご注意ください。

変更内容	適用開始（検針予定日）
①電気料金単価の変更 （託送料金の見直しに伴うもの）	2026 年 11 月検針予定日分から
②電源調達調整費の算定方法の変更	2026 年 11 月 11 日検針予定日分から

※検針日はお客さまのご契約内容により異なります。正確な適用時期は、検針票または請求書に記載の検針日をご確認ください。

５．算出方法の詳細について

上記１．および２．に記載のとおり、それぞれの算出方法の考え方をご案内しております。個々の単価・数値の詳細は、別紙単価表をご参照ください。

本状は、電気事業法および電力の小売営業に関する指針に基づき、今回変更となる事項を中心にご案内するものです。供給条件の説明事項全体について詳しい説明をご希望の場合は、下記お問い合わせ先までご連絡いただければ、個別にご案内いたします。

【ご契約に関する選択肢について】

今回の見直しの内容にご了承いただけない場合は、上記４．に記載の各適用開始日の 15 日前までに、当社に対して電力小売供給契約の終了の通知をいただくことで、契約を終了することができます。お申し出の期限までにご連絡がない場合は、新たな内容にご同意いただいたものとみなし、それぞれの適用開始日より適用させていただきます。詳細は、本約款 19（その他）をご参照ください。

【電力小売供給契約の終了について】

電力小売供給契約の終了については、他電力会社へお申し込みいただくのみでお手続きが完了します。切替先の電力会社から当社へ契約終了の手続きが行われますので、それをもって当社への解約の通知とみなします。

ただし、切替先の電力会社によっては、当社へのご連絡やお手続きをお願いする場合がございます。その際は、切替先の電力会社のご案内に従ってお手続きください。

※改定後の単価の反映状況は、検針票またはマイページの電気料金よりご確認いただけます。マイページへのログイン方法やご利用方法について詳しくは、以下の FAQ をご確認ください。

マイページ FAQ：https://faq.symenergy.net/マイページ-680a73490323e6244e37996c

お問い合わせ先

シン・エナジー株式会社

低圧お客さま問い合わせ電話番号：0120-093-109（通話料無料）

受付時間　9：00～18：00（年末年始および当社指定のメンテナンス日を除く）